

万博に関する仮設工作物の設置に係る特例

- （令和4年4月20日 国土交通省都市局公園緑地・景観課事務連絡）

規制改革の内容

特例措置前

都市公園における仮設工作物の占用許可は、当該仮設工作物が都市公園法第7条第1項各号に掲げる工作物等に該当し、都市公園法施行令の技術的基準に適合する場合であって、当該仮設工作物による都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に限られている。

特例措置

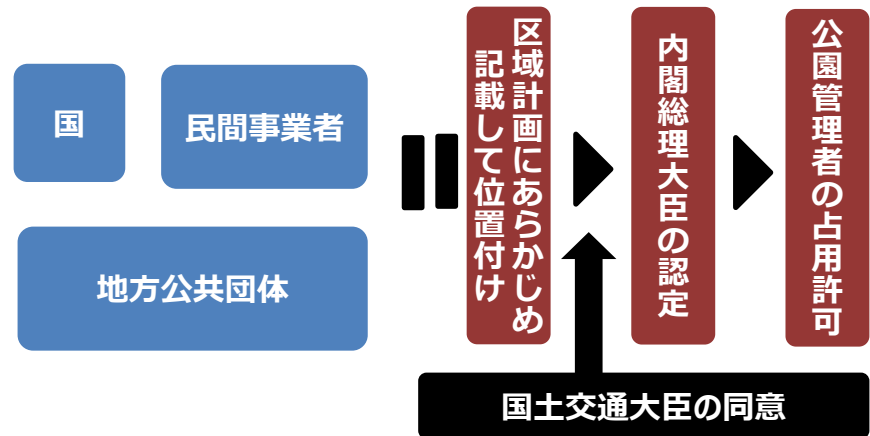
大阪・関西万博に関連して設置される仮設工作物について、国家戦略特別区域会議において、上記の要件を満たすものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、公園管理者が「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。

効果

2025年大阪・関西万博に向けた取組推進に寄与。

規制改革の概要

区域会議で一同に協議し、意思決定を迅速化



【大阪・関西万博の開催（2025年4月～10月）】
いのち輝く未来社会のデザインをテーマに最先端技術を体現



（提供）2025年日本国際博覧会協会



活用イメージ（仮設店舗）